

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第二号

平成十七年六月八日(水曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 遠藤 武彦君

理事 井上 喜一君 理事 石田 真敏君

理事 後藤田正純君 理事 中馬 弘毅君

理事 中村 哲治君 理事 永田 寿康君

理事 堀込 征雄君 理事 山名 靖英君

理事 石崎 岳君 理事 今村 雅弘君

理事 奥野 信亮君 理事 櫻田 義孝君

理事 砂田 圭佑君 理事 中川 秀直君

理事 永岡 洋治君 理事 西野あきら君

理事 西村 明宏君 理事 早川 忠孝君

理事 古川 禎久君 理事 増田 敏男君

理事 三ツ矢憲生君 理事 水野 賢一君

理事 望月 義夫君 理事 森山 裕君

理事 阿久津幸彦君 理事 稲見 哲男君

理事 岩國 哲人君 理事 生方 幸夫君

理事 田村 謙治君 理事 高山 智司君

理事 手塚 仁雄君 理事 寺田 学君

理事 中山 義活君 理事 野田 佳彦君

理事 本多 平直君 理事 松崎 哲久君

理事 松野 信夫君 理事 村越 祐民君

理事 井上 義久君 理事 古屋 範子君

理事 赤嶺 政賢君 理事 佐々木憲昭君

総務大臣 麻生 太郎君

政府参考人 (総務省自治行政局選挙部長) 久保 信保君

衆議院調査局第二特別調査室長 高部 正男君

委員の異動

三月十日 補欠選任

辞任

中西 一善君

同月十一日 辞任

西川 京子君

五月二十日 辞任

二階 俊博君

六月八日 辞任

松崎 哲久君

松野 信夫君

長沢 広明君

吉井 英勝君

同日 辞任

稲見 哲男君

本多 平直君

古屋 範子君

赤嶺 政賢君

同日 辞任

佐々木憲昭君

同日 辞任

吉井 英勝君

同日 辞任

佐々木憲昭君

同日 辞任

吉井 英勝君

同日 辞任

吉井 英勝君

六月一日 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

五月十八日 政党内閣成金制度の廃止に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第一三八〇号)

は本委員会に付託された。

三月四日

公職選挙制度の改善に関する陳情書(横浜市中区山下町七五守屋大光)(第六八号)

市町村合併の進展に伴う衆議院議員選挙区早期見直しに関する陳情書(佐賀市内一の一四五篠塚周城外七名)(第六九号)

四月十五日 電子投票に係る地方公共団体の負担軽減と制度拡充に関する陳情書(岡山県新見市新見三一〇の三石垣正夫外八名)(第一〇八号)

一月二十六日 政治資金規正・透明化推進を求める意見書(北海道歌志内市議会)(第一五四五号)

二月十日 永住外国人に対する地方自治体選挙権付与の早期実現を求める意見書(奈良県三郷町議会)(第三三三五号)

市町村合併の進展に伴う衆議院議員選挙区及び県議会議員選挙区早期見直しを求める意見書(熊本県議会)(第三三三六号)

衆議院議員小選挙区選出議員の選挙区区域の改定に関する意見書(長野県豊野町議会)(第三三三七号)

政治資金規正・透明化推進を求める意見書(北海道留萌市議会)(第三三三八号)

定住外国人の地方参政権の確立を求める意見書(鳥取県三朝町議会)(第三三三九号)

同日 国会議員の定数削減と行財政改革推進に関する意見書(石川県鶴来町議会)(第四七三二号)

同日 国会議員の定数削減を求める意見書(石川県河内村議会)(第四七三三二号)

四月十一日 市町村合併に伴う衆議院議員選挙区早期見直しを求める意見書(香川県議会)(第六一七二二号)

政治資金規正・透明化推進を求める意見書(北海道函館市議会)(第六一七三三号)

点字等による選挙公報の発行を求める意見書(北海道議会)(第六一七四号)

電子投票制度の見直しを求める意見書(岐阜県可児市議会)(第六一七五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

○遠藤委員長 これより会議を開きます。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に井上喜一君を指名いたします。

○遠藤委員長 内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。麻生総務大臣。

公職選挙法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○麻生国務大臣 公職選挙法の一部を改正する法

律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明させていただきます。

この法律案は、長野県木曾郡山口村の区域が岐阜県中津川市に編入されたことに伴い、衆議院小選挙区選出議員の選挙区及び衆議院比例代表選出議員の選挙区の改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、衆議院議員の選挙区に関する事項であります。

長野県木曾郡山口村を廃止し、その区域を岐阜県中津川市の区域に編入する総務大臣の処分に係る区域につきましては、公職選挙法第十三条第三項本文及び第五項の規定は適用しないこととする。ことにより、旧山口村の区域が属する選挙区を、衆議院小選挙区選出議員の選挙区については長野県第四区から岐阜県第五区へ、衆議院比例代表選出議員の選挙区につきましては北陸信越選挙区から東海選挙区へ、それぞれ改正するものであります。

第二に、施行日等に関する事項であります。

この法律による改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後その期日を公示された場合は告示される衆議院議員の選挙区について適用することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○遠藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○遠藤委員長 この際、お諮りいたします。本案審査のため、本日、政府参考人として総務省自治行政局選挙部長久保信保君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○遠藤委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀込征雄君。

○堀込委員 民主党の堀込でございます。ただいま提案のありました法案につきまして、私も直接関係する選挙区でございまして、村民の皆さんも、苦渋の選択をしながら越県合併という手法を取り入れたわけでございまして、ぜひひとつ、出席委員の皆さんに御賛同賜りたいとお願いを申し上げます。

きょう、私は、その直接的な関係はともかくとしまして、この区割りの問題について、これに関連して少し質問をさせていただきたいと思っております。

ことしは二つの要件があるわけでありまして、一つは、五年に一度の簡易の人口の調査が行われる、国勢調査が行われるということが一つあります。それからもう一つは、平成の大合併による市町村合併が進んだわけでありまして、これによって相当選挙区が分割する市町村がふえているわけでありまして、この問題について、今後どう対応するかというあたりにつきまして、きょうは質問をさせていただいて、我々議員もそうでありまして、選挙民の皆さんも、一体どうなるだろうという心配もありますから、その辺についてただしていききたいというふうに思います。

区画画定審議会設置法第二条では、必要があると認めるときは、審議会はその改定案を作成して内閣総理大臣に勧告する、こうなっております。あるいは第四条では、十年ごとの国勢調査がある場合は、これは必ず一年以内に勧告しなければならぬ、こういう規定がある。そのほか、人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは勧告を行う、こうなっております。

そこで、二つに分けて、一つは、今日時点で人口の著しい不均衡というのが生じているのか、その点についてただしておきたいと思うんです。

す。

平成七年、十年前の中間の調査のときには、結構人口の異動もありまして、二倍以上の選挙区も少なからず出たわけでありまして、しかし、審議会としては、これは著しい人口の変動に当たらない、中間のこの調査のときにはそういう結論を出しているわけでありまして、平成八年の二月ですか、国調を見て、したがって選挙区の区割りの変更の勧告はしないという結論を出しております。

このときの審議会の結論を出した経過、これについてちょっと説明をいただきたいと思っております。

○久保政府参考人 御指摘のように、平成七年、今から十年前でございまして、簡易の国勢調査が行われております。それで、その年の十二月の終わりにその速報値が官報告示をされまして、当時の各選挙区におけます人口の最大格差、これが二・三〇九倍となっております。

当時の区割り審議会におきましては、ただいま御指摘のありました区割り審の設置法の第四条の第二項、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があるかどうか、その判断を行ったわけでございますけれども、その第二項の要件には当たらない、認められないということで、区割りの改定案の勧告は行わないと判断をいたしております。

○堀込委員 そういうことで、結構あのときも、私が見ると、今選挙部長から説明があったほかに、一人当たり人口の三分の二を下回る選挙区が十一ヶ所ありまして、三分の四を上回る選挙区が三つあったけれども、それは著しい変更ではない、こういう結論を出した。

そこで、ことし、簡易の国勢調査が行われるわけでありまして、昨年の住民基本台帳を見ると、これは兵庫六区と徳島一区ですか、二・一四九倍ぐらいいつなっていると思うんですね。あるいは、二倍を超える選挙区も二十三あるんだけれども、しかし、三分の四を上回る選挙区は一つで、三分の二を下回る選挙区が、去年の住民基本台帳の何というんですか、これは十選挙区ですね。

そうすると、十年前の審議会がそういう結論を出したとすれば、ことしの簡易調査がどうなるかわかりませんが、少なくとも、著しい変更によって区割り審議会の答申をしなければならぬという状況が生まれる可能性は私はほとんどないというふうには思いますが、選挙部長、もう一回どうですか、それは審議会のことだけけれども。

○久保政府参考人 ただいまの御指摘にございまして、平成十六年三月の住民基本台帳人口での現行選挙区間の最大格差、二・一四九倍でございます。また、平成十六年九月の選挙人名簿登録者数の最大格差、二・一六五倍というふうになっております。

いずれにいたしましても、本年秋に簡易な国勢調査が実施されることになっておりまして、十二月下旬に速報値が公表される予定となっておりますので、その結果を踏まえて、四条二項の各選挙区における人口の著しい不均衡が生じているか否かについて、区割り審において審議がなされるものと思っております。

○堀込委員 そういうことで、審議会ですら、ことしちょっと、著しい不均衡が生じて区割りの審議をすることはあり得ないだろうということは選挙部長の立場で言えないだろうかけれども、大体、前回のこの区割り審の判断を見ると、今回もそういうことになるだろう。

そこで、もう一つ、その他特別の事情があることかというのをどう考えるか。つまり、市町村合併が進んで分割市町村が非常にふえているわけでありまして、これが特別の事情に該当するから画定審議会を開いて審議しなきゃいかぬとか、そういうことになるとはどうかというところを少し議論したいわけですが、今度の合併で、今の制度が充足するときは分割市町村は十五であったわけですが、どのぐらいふえて、どういう状況になっておるでしょうか。

○久保政府参考人 平成十四年に行われました現行の区割りの改定後に、市町村合併によりまして、来々、平成十八年の三月三十一日までに二以

上の衆議院小選挙区にわたります市町、いわゆる分割市町でございませけれども、これは、現在御審議をいただいております中津川市、これを除きまして六十になるものと見込まれております。

なお、平成十四年の区割り改定時におきましては、御指摘がございましたように、既に十五の市区が二以上の小選挙区にわたっておりまして、合計で七十五となる見込みでございます。

○堀込委員 分割市町村が全国で七十五に、選挙区が分かれる市町村がそれだけ出るということであります。

これはどうなんでしょうか。つまり、その他特別の事情に該当するかどうか。あるいは、区割り行政区域画、地勢あるいは交通事情等を総合的に考慮して改定案を作成する、こういうふうにあるんですが、これは特別の事情に該当して、今後、区割りの見直しを検討する重要な材料となるというふうに考えておられるでしょうか、どうでしょうか。

○久保政府参考人 衆議院議員小選挙区選出議員の選挙区割りの見直しにつきましては、御承知いただいておりますように、区割り審の設置法の第四条第一項によりまして、十年ごとの大規模な国勢調査の結果に基づいて勧告を行うということが原則とされております。

同条の第二項では、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは勧告を行うことができるという旨を規定しておりますけれども、この場合の見直しは、選挙区の安定性の要請を考慮しても、なお即座に抜本的是正を必要とするような場合、すなわち、第一項による十年に一度の見直しを待てないような特別の事由が発生した場合に限られるというふうに見込まれておるわけでございます。

そこで、先ほど御答弁申し上げましたように、来年の三月までにいわゆる分割市区、市町、これが、全国で千八百二十二市町村のうち合併によって六十団体がさらに生ずるといふふうに見込まれるところでございますけれども、こうした合併に

伴う分割市町のない都道府県、これも十数県に上っております。また、引き続き合併構想を進めるといふ地域も想定をされております。

こうした現下の合併の状況、これが、十年に一度の見直しを待てないような特別の事由に該当するかどうか、これにつきまして、公正中立な第三者機関でございまして区割り審議会において、本年秋の簡易な国勢調査の結果を踏まえて、人口動向とあわせて検討、判断をいただくということになるうかと思っております。

○堀込委員 そういうことなんでしょうか。

もう少し詰めて考えますと、これは、各県の合併後の人口動態を精査しなければわからないですが、前回の改正で、例えばこの小選挙区の区割りは、まず三百に分けなさいけないというのがある。もう一つは、各県に基数一を配分して、残りの二百五十三ですか、これを人口割りで各県にまず配分しなさいけない。あるいは、法律に書いてあるように、できるだけ二倍を超えないようにしなさいけない。前提条件はいろいろあるわけですね。そういうことを考えると、これだけ合併するとある程度分割市町村というのが出ることは、そういう前提条件を外さない限りやむを得ないんじゃないかというふうに思うんですね。

これは精査しなさいやわかりませんが。

そこで、前回の区割り審の方針では、できるだけ市町村の区域は分割しないことを原則とするというふうな作成方針があったわけでありまして、今度の合併でこれはやはり相当無理が生ずるんじゃないかと。できる限り分割しないようにするとか、そういう区割り作成方針を少し緩やかにする必要があるのでないか、あるいは、もう少し緩やかにすれば、実際上の区割りは前提条件がある限りでないんじゃないかという気がするんですが、今のところどうでしょうか、総務省の見解は、その辺は。

〔委員長退席、石田真委員長代理着席〕
○久保政府参考人 御指摘いただきましたように、平成十二年の国勢調査に基づきます現行の区

割り改定案の審議に当たりました。審議会、区割り審では、まず「区割りの改定案の作成方針」というのを取りまとめまして、その中で定めます区割り基準に沿って具体的な検討が行われ、当該区割り基準の中で市区の分割の基準というのが定められておりました。

具体的には、市区につきましては、基礎的自治体でございまして、市区の区域は分割しないことを原則として、例外といたしまして、市区の人口が全国の議員一人当たり人口の三分の四を超え

る場合でありますとか、選挙区が飛び地になることを避けるということが必要な場合等、一定の基準に該当する場合に限って市区の区域は分割するものとされたところでございます。

次回の区割りの改定案、この審議あるいは改定案の作成が行われます際には、これまでの審議会、区割り審の御議論や合併後の市区町村の状況、これを十分に踏まえながら、前回の区割り基準を踏襲するか否か、これにつきまして審議会において慎重に御議論がなされるものと考えております。

○堀込委員 公式的にはそういうことなんでしょうが、私は、実際かかってみると相当無理があるんじゃないかというふうに思います。

もう一つ、十年に一度の国勢調査に基づく区割りの勧告は国勢調査が終わって一年以内にやらなきゃならない、こうなっているんですね。だから、次の国勢調査は平成二十二年ですから、二十三年中にやらなきゃいけない、こうなるんです。もし、市町村合併が、こういう特別な事情を受けてということに該当し、これをやる場合は、一年以内とかなんとかという話は、どういふふうになるんでしょうか。

○久保政府参考人 区割り審の設置法第四条第二項におきまして、ただいま御指摘ありましたように、「人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるとき」というときには選挙区の改定案の勧告を行うことができることとされておりますけれども、第四条の第一項、十年ごとの大規模国勢調

査の結果で行います勧告、これと異なりまして、第四条第二項の場合には、勧告の期限につきましては特段の規定というのはございせん。

○堀込委員 分割の作業に入ると、難しければ一年かけても二年かけてもいいということですよ。いずれにしても、それぐらい時間がかかる作業、少なくとも一年以上はかかる作業になるんじゃないかというふうには私には思いますが、もしやるとすれば。

それはともかくとして、麻生大臣、毎日御苦労さまです。今議論しておりますとおり、ことし、二つの要件があつて、簡易国勢調査が行われる、それから、合併で七十五市区町村が分割選挙区になる、こういう事情があるわけでありまして、もし七十五をいじるとすると、これはその倍か三倍ぐらいをいじらないとだめなわけですから、恐らく、選挙区をがらからと変えないとこれはなかなかできない仕組みになるんだらうというふうに思うんですね。

もう一つは、時間的な問題があるわけでありまして、仮に、ことしの十七年調査で国勢調査を行って一年以内に結論を出して、一番早く来年の通常国会で法案を上げるとしても、もうその年は衆議院の任期満了だというようなことにもなるわけでありまして、いずれにしても、十九年秋が衆議院の任期満了であるわけでありまして、そういう時間的な問題がある。

もう一つは、平成二十二年にはもう間違いなく十年に一度の勧告を行わなきゃならぬ、こういうことになるわけでありまして、そういう意味では、選挙区の安定性といいますが、あるいは、我々議員もそうですけれども、選挙民の方もあるいは国民の方も、二倍以内に抑えたいいろいろなことはしなさいいけないけれども、ある程度選挙区の安定性ということには要望されていることだろうというふうに思います。

そういう事情を考えると、ちよつとことしは、審議会での結論を出すことではありませうが、私は、常識的には、平成二十二年の国調を待つてと

ということが妥当ではないかというふうな思うんでございますが、これは審議会に口を出すようなことになるとは、大臣、きのうもちよつと記者会見で何かおっしゃったようでございますので、その辺の見解をちよつと聞かせてください。

○麻生国務大臣 今、堀込先生がおっしゃいましたように、衆議院議員の選挙区、いわゆる小選挙区につきましては、これは今御指摘のありましたように、選挙区のスタビリティ、安定性というものを重視するという観点から、大体基本的に三つありまして、市町村合併があつた場合にも、その選挙区はなお従前の区域によるということとされておりますし、二番目に、選挙区の区割りの見直しについても、いわゆる区割り審議会が十年ごとの大規模な国勢調査の結果に基づき勧告を行うことを原則、三番目に、区割り改定案の作成に当たっては、選挙区間の人口の均衡を図ることが基本であり、こうした現行制度の基本的考え方を踏まえると、市町村合併が直ちに区割りの変更、見直しにつながるものではないということ、基本的にはその三つの考え方なんだと思っております。

ただ、選挙区の人口の著しい不均衡、その著しいというのが、先ほど御指摘のありましたように、平成七年のときには二・三〇幾つだったと思いますが、その他の特別な事情がある場合には審議会が勧告を行うことができるかとされておりました、今年秋には、今言われましたように、簡易な国勢調査の方の年に当たっておりますので、十二月の下旬ぐらいに多分いわゆる速報値というものが公表されることになっておりますけれども、著しい不均衡が生じていないかについていろいろ審議が行われることになるんだと思っておりますが、今おっしゃいましたように、平成二十二年には、例の十年に一度の方の大規模な国勢調査というのが行われることになりまして、このとき以外にいわゆる区割りを変更するというのは、よほどな例外的なものではないと普通はないというように解されておるといふように、もう先生御存じのとおりであります。

いずれにいたしましても、これは区割り審議会が慎重な審議がこれからはなされていくところだと思っておりますので、総務省といたしましては、その審議の結果というものは私どもとして尊重する立場にありまして、その審議の結果を踏まえて対処をさせていただきたいと存じます。

〔石田(真)委員長代理退席、委員長着席〕

○堀込委員 そういふことだろうと思つて、多分、簡易調査の結果を踏まえて、その問題と、市町村合併に伴うこの区割り問題を審議会で審議してということでございますが、先ほど申し上げましたように、あるいは今大臣から答弁があつたように、選挙区の安定性を考えると、ここでやると、また二十二年にやらないといけない、しよつちゅう変わるという状況になりますので、賢明な判断を多分区割り審議会もしてくれないかと思つておるといふふうに思つておるといふことでございます。

そこで、区割りの話はそういうことなんです、ぜひ、二十二年の国調で区割りを変えるときに、私も民主党としては、法案も出してあるわけでありまして、この三百小選挙区の配分の仕方、まず各県に一基数を割り振る、人口の少ない鳥取、島根、高知を初め、ずつと、東京も一だ、まずこれがある、それで、残りの二百五十三を人口で割るといふ、これは、格差を二倍以内に抑えるという意味でも相当これが難しい仕掛けになっているというふうな思ふんです。この辺はぜひ法改正をしたらどうかというふうな私どもは思つて法案も提出をしていくんですが、これはどうでしょうか、大臣、各党間といたした話になるんでしょうか。

○麻生国務大臣 御存じのように、三百小選挙区から四十七都道府県を引きました残り二百五十三を人口割りでというのが今の基本的なやり方で、一人均等配分方式とかいろいろな表現がなされておりますのは御存じのとおりなんです、人口の少ない県、今、鳥取県とか島根県とかおっしゃいましたけれども、そういった人口の少ない県に對しましていろいろ配慮がされているというのが、

この選挙の区割りの方式の一番の根拠というか背景にあるんだと思つておりますが、国土の均衡ある発展というふうなものが当時考えられて、平成六年に、衆議院選挙制度改革の際に導入されたことになっておりますので、これは、その当時から物すごく、先生も御存じのように、さまざまな意見が出ました、あのときも。

それで、あのときは自民党はたしか野党だつたと思うんですが、そんなときで、国会議員の定数配分のあり方というのにつまましては、これは、今はもう先生よく御存じのように、これは間違いなくまことに微妙と思つておられるので、これはなかなか総務省の一存でできる話でもありませんので、これは、各党各会派でいろいろ慎重に御審議をいただかねばならぬところであろうと思つております。

○堀込委員 大臣、ちよつと通告してないんで、恐縮なんですけれども、各党会派でやる仕事はいっぱいあると思つておられる、それは申しませんが、今、年金なんかは与野党協議なんかやつていられるわけでありまして、多少総務省主導といひますか、そういう協議が必要ではないかというふうな私が思つている問題は幾つかありまして、例えば選挙運動なんですけれども、この並立制で三回やつたわけですよ。いろいろ問題が出ておるといふんです。

例えば、個人ピラに七万五千枚も証紙を張らなきゃいけないんだとか、余計なことがいっぱいあつたり、あるいは千枚のつかい、あれはA全というんですか、でつかいポスターを選挙区へ、ほとんど張り切れないらしいんだけれども、あると、はがきが三万五千枚は適当かとか、選挙運動の分野でも、実はあれ、私が新進党のころ、瓦先生と最後にえいやと決めたような記憶もあるものですか、そういうこともやはり一つは検討する必要もあるんじゃないかと、あるいは今度の合併で、後で多分うちの寺田議員が質問すると思うんですが、例えば都道府県議員は選挙区が郡

市を単位とする、こうなつておられるけれども、郡というのは、一郡一村になつたりあるいは飛び地になつちよつたりして、これもちよつと検討して、もう少しやりやすくしてやる必要があるんじゃないかと、あるいは統一地方選の期日はどうだとか、あるいは電子投票の問題だとか、これは各党会派で言われるとそれとおりなんだけれども、年金の例ではありませんが、多少総務省も、そういう与野党を超えたような課題、こういうものについては少し協議をするような仕組みをつくつたらどうかという感じがしているんですが、どうでしょうか。

○麻生国務大臣 今御指摘のありましたのは、やはり情報通信技術が進んでおりますので、今お触れになつた問題以外にも、例えばインターネットの話も出てまいりますし、いろいろこれまでもこの種の話は出されてきておりますので、電子投票等々いろいろございますが、私どもも、何となくあの証紙を張るとか張らないとかいう話も、どう考えてもという感じが、出たときは正直なところだつたんですが、ピラを配るのだから、いろいろいいじゃないかと、おまえは金持だからそんなことを言うんだ、金がないやつはどうするんだと言われて、何となくちよつとごもつともかなと思わないでもありませんし、ピラを各戸に配るなんというの、いんじやないのと言つて、おまえ、紙くずが余つて省資源のときに何だとか、いろいろあやをつける、いちゃんもんをつけるは余り適当な言葉じゃありませんね、不満を述べるといふいろいろの御意見がありますので、これはちよつと正直私どもも、それはアイディアがないわけではございませんけれども、なかなかこれを一つの役所で決めるというの、ちよつと正直、ある程度まとめて、こういうところはまとめたからこれで案を言つていただくのと私のところも整理がしやすいんだと思つておられるけれども、それ以上はなかなか難しいんだと思つておられます。地方の部分につきましては、ちよつと久保選挙

部長の方から答えさせていただきます。(堀込委員)後で寺田議員がやると思います。でもまあ、ちよっとさわりだけと呼ぶ)

○久保政府参考人 都道府県議会の議員の選挙区、御指摘ございましたように、これは、明治十一年から府県会規則ができて以来、都市の区域による、恣意によらない客観的な基準だということにして採用されてきたわけでございますけれども、御指摘のありますように、郡自体の数が少なくなり、あるいはまた、郡を構成いたします町村の数がまた今度の合併で減ってきているということもございまして、まずは私も、今、都道府県議会議員の選挙区、郡の関係、これがどうなっているのかを事態調査をやっております。この実態調査の結果が出ましたら、またそれを受けて、各方面の御議論もお伺いしながら検討しようと思っております。

また、統一地方選挙の統一率、前回これは三六%台まで落ちましたけれども、二年後も統一して統一地方選挙をやるのと、五ポイントほど下がって三二%台というふうになってまいります。

○堀込委員 終わります。ありがとうございます。

○遠藤委員長 次に、寺田学君。

○寺田(学)委員 民主党の寺田学と申します。総務大臣におかれましては、総務委員会に続き、倫選特でも私質問させていただきますので、よろしくおつき合ください。

一見、今回の改正法案についてなんですが、事務的な法案に見えて、かなり選挙の哲学ということまで考えざるを得ないような法案であるなど、三十分ですけれども、そういうことを考えております。

いずれ申し申しても、公選法というものは私が生まれる前からあるもので、非常によくできたというか、隅々までいろいろ考えられている部分、それが適しているか適していないかは別ですけれども、考えられる細かい法律だと思っております。

すけれども、何分、時代にはかなり適していないというか、時代に対応してどんどん価値観を変えていくというところはまだまだだされていない法律だとも思っています。

いずれ申し申しても、新しい世紀を迎えて、これから日本も再出発というか景気よくやるためには、公選法という部分についても価値観をしっかりと考え直して頑張りなさいといかないというふうで考えておる次第です。

それで、三十分の間に、軽く今回の改正案について触れるとともに、先ほど堀込委員の方からお話しありましたけれども、一つの自治体に複数選挙区が存在するという点、その問題点から行政区画と選挙区の関係性ということについてお伺いして、時間があれば、統一補選についても、あとは都道府県議会の区割りのことについてもお聞きしたいと思っております。

まず、改正案についてなんですけれども、簡単に、改正しないで何が困るんだということを御説明いただければと思います。

○久保政府参考人 ただいま御審議をいただいております法律改正、これが行われないという場合でございますけれども、まず、旧山口村の区域が属する選挙区でございますが、衆議院小選挙区選挙につきましても依然として長野県第四区、比例代表につきましては長野県が属する北陸信越選挙区となつたままでございます一方で、参議院議員の選挙区選挙につきましても合併の日既に岐阜県選挙区になっておりまして、選挙によって県が異なるということから、選挙民や候補者の方々ととって極めてわかりにくいものになるのではないかとこの一点でございます。

それからまた、従前のままの選挙区として、県境にわたる選挙区、これを存置いたしますと、長野、岐阜両県の選挙管理委員会の権限の調整あるいは選挙運動の規制等につきまして、現行の公職選挙法では都道府県単位で仕組まれておりますので、これを調整する必要がありますが生じてくる、そして、そのことがまた選挙民や候補者の方々ととって非

常にわかりにくくなるんじゃないかという懸念がございます。

さらには、実務上も一元的で円滑な選挙の管理執行、これが望まれるわけでございまして、けれども、混乱や負担をそういった面で来す可能性もあるのではないかと、そういったことを心配しております。

○寺田(学)委員 今回、越県で合併する際にいうことで、特例としてどうか法案を出しているんですが、この法案を見ると、越県合併に関する規定を設けるといよりは、今回のケースのみをもって法律を改正するということになっていきます。

今後も、越県合併がもし合併が進む中で出たら、その都度、その地域、地域の名称を特定した形でこのような改正案を出していくのかということ、総務省としては、越県合併は今後ないというふうな当初考えられてこのような法案を出されているのかという点を御説明いただければと思います。

○久保政府参考人 現在予定されております県境にわたる合併、これは、ただいま御審議をいただいております中津川、山口村の事例だけでございます。

ただ、また仮に今後も県境にわたる合併がございましたとしたらどうなるのかということもございまして、関係する県の数とか、あるいは関係する人口異動の規模、あるいはまた異動区域の大小といえますか広狭、広い狭い、こういったケースについてさまざまな場合といえますか、それが出てくる可能性がございます。

いずれにいたしましても、ケース次第では、今回の場合のような法案を提出して、今御議論いただいているケースのような場合もあるでしょう、また一方で、都道府県間の定数配分とか全国選挙区間の人口格差、あるいは、各都道府県内の選挙区間の人口バランスにも影響が出てくるか、そういったことも考えられますので、場合に

よっては、先ほども御議論いただきました区割り審設置法四条二項というのがございまして、そういう形での区割り審の勧告というのを待つ必要があるような場合、そういったものもあるかと思っております。

その都度、区割り審とも御相談をさせていただきますながら検討せざるを得ないと考えております。

○寺田(学)委員 今回の越県合併は、合併する側というか、かなり軽微なもの、全体的に考えればそういうものにとらえられるものであるからこのような形で特例で出していく、ケースによっては区割り審の方にとりようなお話でありました。

いずれ申し申しても、今回は軽微なケースでございましてということであるからこのような応急処置という形で済むんですけれども、いずれ申し申しても、これからどういふようなこと、総務省の方でも、県同士の合併がある、そういうようなことまで考えられている時代ですので、基本的に、選挙における価値観という区割りに関するものという価値観というものを、共通認識を今の時代のものというように定めていくというか、みんなで共通認識を持つべきじゃないかなと思っております。

そういうことを含めて、堀込先生の方からありましたけれども、一つの自治体に複数選挙区ができてしまったと。平成の大合併によって、先ほど御答弁の中で、六十個新たに生まれて計七十五個になったと。そういうことで、一つの影のある大きな論点として出てくるのは、行政区画というものと選挙区画というものの、その関係性であると思っております。ある意味、今の価値観の中では、行政区画というものを大事にしましょう、そこにのつとつた形で選挙区画を決めていきたいと思いますという話があるので、定数問題に関しても、先ほど堀込先生、最後の方でもおっしゃられましたけれども、定数のことに関しても、一票の格差ということに関しても、自由度が相対的に低くなってしまう、そのような状態になっているものだと思います。

ですので、総務大臣みずから、地方分権が進ん

で、ある意味、国会議員の立場というものが以前よりはかなり大きく変わってくる。今までは、うちの県でもそうでしたけれども、いかに国から補助金を引く張って来るかということで、うちの県でいうと、村岡先生であるとか野呂田先生であるとか、非常に御活躍された部分はありますが、時代も変わってきて、だんだん補助金をなくしていくという方向性を大臣みずから出されている中で、国から補助金をとるんではなくて、いわゆる本質的な国とは国会議員がいろいろ議論しているというふうな流れになってくると思っております。

ですので、市町村自治体の行政区画と、それとともに選挙区と、先ほど述べたとおり、国会議員の立場というこの三点を総合的に勘案して選挙区割りというものを考えていく、そんな時代にはもう既に突入しているものだなと思っております。

ですので、一般論としてお聞きしますけれども、選挙区割りを決めるということに関して、人口数、一票の格差というものは一番大事でしょうから、それを重んじるということは大事でありますけれども、行政区画、自治体の境界線というものにどれほど配慮すべきものかというふうには、大臣はいかに考えられているでしょうか。

○麻生国務大臣 寺田先生、これは小選挙区になったから起きたというわけじゃありませんで、中選挙区のとくでも、例えば北九州市というところは、昭和三十八年に、門司、八幡、若松、戸畑、小倉五市が合併していわゆる北九州市というのになったんですが、これは中選挙区のとくから、選挙区としては二区と四区というのの一つの北九州市という行政区画が分かれて、それぞれ衆議院議員が五人と四人、九人選ばれていたというのが歴史なんです。だから、そういう意味では、一票の格差とかいっしょにものを大事にしながら、行政区画を幾ら大事にしてもなかなかうまくいかなかったというのの中選挙区のとくからありました、まず歴史として。

それから、小選挙区になってからは、例えば東

京都の世田谷区は二つに割っているというから、区議会議員より衆議院議員の方の選挙区が小さいというふうなことになるまで、人口でやると、どうしてもそういう形になっておるんだと思うんですね。

だから、そういう意味では、これは行政区画とか交通手段とか地勢とかいろいろものを、地面の地に勢力の勢ですけれども、地勢とか、そういったものを統合的に考えていろいろやっていかないと、やいかぬのだと思えますけれども、これは何を一番大事にするかと言われる、優先順位のつけ方ということになるんですが、行政区画のか人口割りのこと、いろいろな意見が、これは今に始まったことではなくて、昔からいろいろ出てきていることなんだと思えますが、いざにしてみても、今やっておりますのは、例の二倍以上の格差にならないということになっておりますので、いわゆる三分の四を超えた場合、いわゆる一・三三を超えた場合というのと、飛び地にならないようにするとかいうようなこともいろいろ考えて区割りは決められているんだと思えます。

これは、人口の均衡というのが最近では一番大きな要素としてなっておりますけれども、私としても、アメリカの場合、二・一倍を超えると自動的に変わるというルールにアメリカの下院の場合にはなっていて、もう行政区はずたな形にならざるを得ません。それでよしとアメリカの場合にはなっているんですが、日本の場合、同じ市内じゃなくて同じ町内、道路の向こうからは別の選挙区というのがなかなかあるかという問題は、ちょっとこれは難しいところがあるかと思えますね。

そういう意味で、これは、憲法上の要請でもあります選挙区間の人口均衡というものを図ることを基本にしながらも、ある程度そういったものを考えない、なかなか長い歴史の間を振り返ってみると、おたくでも南部と津軽はまた話が違ったり、伊達と南部は話が違ったり、難しいでしょうが、だから、そういったような話ですから、難

しいんですね、この話は。だから、そんな簡単にはいかないというところだと、私どもの感じとしてはそう思います。

○寺田(学)委員 その歴史的背景であるとか現状であるとか他国の例というお話がありましたけれども、では、歴史のことをせっかとお話されたので、以前お話しされた過去の話と、中選挙区時代も含めてですけれども、今の時代と相対的に行政区に配慮すべき度合いが高まったか、薄まったか、そこら辺はどのようにお考えされていますか。

○麻生国務大臣 小選挙区になって、小さな町、村、市というものが一市で一人の国会議員になった場合においては、今まで、寺田が嫌なら生方に行こうとか、いろいろなことができたわけですよ、中選挙区のとくには。ところが小選挙区になつたら、好き嫌いは言っていられないから、もう、中村は嫌だけれども中村のところに行かざるを得ぬということになったわけですよ、小選挙区になります。そうすると、やはり、行政区というのに対する比重というのはかなり高まっている部分というのは大きいと思えますね、私どもから見ると。

ですから、そういった感じでは、今まで、中選挙区で五回、小選挙区で三回選挙をやってきましたけれども、やはり考えてみて、議員の意識としては、米の自由化反対さえ言っておけば通った票が、両方言わないと通らないことになって、なかなか、国政としてどう考えるかという判断を要求されるようになって、国会議員に要求される内容も、従来の特定の人の利益を代表しておきさえすれば大体それでよかったものが、地域ということになりますと、そこにはいろいろな方がいらつしやるようになっていきますから、市に対する答えというものはもつとはつきり言わにやいかぬことになってきて、行政に対するあれというのは結構大きくなってきているから、割るとどうなんだという話になってきているんじゃないかなというように分析はいたしております。

○寺田(学)委員 いろいろお話しいただいたので、少し大段から構えた部分をお伺いしたいんですが、地方分権を進められている中で、そもそも国会議員というものは、その市の代表であるのか、憲法で定める全国民の代表であるのか、そこら辺、一筋縄にはいかないと思うんですが、トレンドとして、今、市の代表、その地域の代表色が高まったというふうなお話をされていますので、そこら辺に関して、私は、地方分権が進むほど、その市の代表ではなくて国民の代表になっているんだらうなという意識はあるんですが、そこら辺はどうなんですか。

市の代表に考え、市という自治体の代表と考えられているのか、それとも、より国の代表ということに近づいたと考えられているのか、どちらでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、基本的には、いわゆる日本国憲法の第四十三条というので、もうきちんとして決められておりますので、「全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と決められておりまして、衆参両院議員というものはそういう立場ということになっておりますので、これは国民を代表する立場であることは間違いないんです。これが優先順位からいけばまず一番ということになるかと思えます。したがって、国を代表する、国民を代表する、国益を代表する、いろいろな表現はあろうと思えますけれども、国を代表するという立場で物を考えにやいかぬということも確かだと思えます。

ただ、今言われましたように、少なくとも、地方分権という形になって、いろいろな形で今までの中央集権から地域に主権が移管されていくという流れの中にあつて、その地域が集合してでき上がったおられます国家という組織を見る場合に、その地域においていろいろ、秋田と福岡と全然違うのと同じように、もう全く状況が違っておりますので、そういった意味では、その地域のことも考えて国との関係をどうバランスをとるか、これは国会議員にとつて永遠の課題だと、私どもはそう

思っております。

(委員長退席、後藤田委員長代理着席)

○寺田(学)委員 第一には全国民の代表である、優先順位であればそれが一番上なんだとお話しされつつ、結局のところ、行政区で仕切ることの重要性が高まっているとお話しされて、最後は永遠の命題であるというお話で締められると、何とも質問しがたいんですね。

○久保政府参考人 現行の小選挙区、衆議院に小選挙区制が導入されました平成六年、このときの審議会、区割り審ですね、この区割り審の御議論でも、地域の実情に応じて市区を分割することはできるとすべき意見というのがございました一方で、やはり、市区というのは基礎的自治体であることから分割には慎重であるべきだという議論がございまして、また、分割に対しては必ずしも不安、不信を持たれないようにすべきだという御意見等がございまして、結果として、市区の分割は原則としてこれを行わない、そして、一定の要件に該当する場合に限って分割をするというふうなされたものと承知しております。

○寺田(学)委員 いや、全然質問に答えてくれないんですね、なぜに行政区で選挙区を割り振るように価値観として持っているのか。どうでしょう。部長でいいです。

○久保政府参考人 小選挙区の区域を定めるに当たりまして、選挙区間の人口均衡、これは憲法上

の要請からきていてございまして、この要請からきていてございまして、これは区割り審の設置法の第三条第一項にそのように定められておりますけれども、やはり行政区画を考慮する要素として挙げておりますのは、恣意的な区割りをするといったようなためには重要な基準であると考えられたためだと思います。

○寺田(学)委員 このことだけをやっていまして、恣意的にということ、人口というものに、ある程度差をつけていこう、まあ、自分の後援会がある、要は一票の格差というもの、かなり忠実にやれないということ、私たち選挙される側にとつての問題としてはかなり重要でしようけれども、基本的に私たちは選ばれる側であつて、そこら辺何か、公選法のことを考えているというか、この区割りに関しては、先ほど言われたとおり、いまだ行政区の代表、私も秋田市から出ていますので、秋田市のことは事情として勉強して、お力になれるところはお力になりたいと思つておられますけれども、トレンドとして地方分権を進めていられたい、その辺は少し自分の荷物というものを、秋田市の市議会議員や、そういう意味では県議会議員の方にもお渡ししていくのが真つ当な方向だと思つておられます。

麻生大臣の方から、行政区で区割りすることの重要性が高まってきた、以前より高まったんだ、小選挙区になつてということをおっしゃるのであれば、結局のところ、問題の発端に戻りますけれども、一つの自治体に複数の選挙区が出てきていることが今問題である、しかも、その数が十五から七十五までふえてしまった、さあどうするということになつておられると思つておられます。

行政区で区割りを決めることが昔より高まってきたというんだということであれば、今分断されたままの自治体というものはある意味そのお考えにも反するでしょうし、合併自治体、特にあれなん

ですけれども、一つ例を挙げると、うちの知人に茨城県の内原という町に住んでおられる人がいるんですが、そこは額賀先生の選挙区です。それで、水戸市というところに合併をされて、水戸市は、自民党の先生ばかり挙げるのは民主党として苦しいんですね。自民党を支持されている方ですので、内原に住んでいる人が、自分としてどうなるかわからない、今まで額賀さんに入れてきたんだけれども、市が合併しちゃつたと。要は、行政区の代表であるということをお考えと、その一つの行政区に二人の者が出てきて、特に、対等に合併したのではなくて、何十万という水戸市に対して数万人の小さな町がくつついたということをお考えと、非常に有権者感情として、お国の先生に頼りたいということもだれに頼つていいかわからないということがあると思つておられます。

もちろん、市町村合併を進められている大臣です。要は、合併し終わったところはいわゆる二人の代議士がいる、分断された、行政区画にのつとつていない選挙区が設定されることは、ひいてはその自治体の一体感に支障を来すと思うんです。つまり、行政区画、それを尊重して選挙区を決めるべきだという価値観が高められたという一つの理念と、実態として自治体が分断されている、そのことについてどう整合性をとられるんでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、先ほど先生の前に質問された堀込先生から同じようなことだと思つておられますけれども、時間がある程度かかると思つておられます。今までもずっと赤城に入れていたのが、いきなりある日から、突然きょうから額賀に入れていたのがきょうから赤城に入ると言われても、おれは額賀は嫌いだ、赤城ならいいけれども額賀は嫌いだという者もいっぱいいますよ、それは、いると思つておられます。自民党だから入れのかといつたら、おれは入れない、なら民主党の方がいい、民

それはなかなか、人によってある程度選んでいるところもあると思つておられますので、そんな簡単な話じゃないと思つておられます。

だからそういった意味では、今、合併された小さな数万の町の地域を代表する県議員もどうなつていのかという話、ちょっと知らない地域のことなので何とも一般論でしか申し上げられませんが、そういふことを考えると、その地域のある程度考えてくれる、その地域のある程度事情がわかっている赤城にそのまま残つていてもらいたいなと考えるのが、その地域住民の普通の意識なんだと思つておられます。しばらくだんだん時間がかかつてくると、何となく時間とともにいわゆる水戸市としての市民意識がまたそこに新たに生まれてくるんだと思つておられますけれども、すぐにはなかなかいかないだろうというのが住民の意識だと思つておられます。

傍ら、選ばれる側の方も、今まではちょっと違つた地域になりますので、赤城は今度は水戸市の話もせにやいかぬということになろうかと思つておられます。そういった意味では、選挙区が逆に広くなつた形の部分というのは出てくるんだと思つておられます。それはそれ自身、逆に、小選挙区とはいえ、二つにまたがる行政区の話のことをやらねばならぬというのは、選ばれた側としては、どのみち国会議員なんだから当たり前じゃないかといえ、それまでのことなんだと存じます。

(後藤田委員長代理退席、委員長着席)
○寺田(学)委員 私なりの結論としては大臣と反対の考えなんです、行政区画に関しては非常にもう柔軟に考えていっていいんじゃないかなと。イギリスの形とか近代政変化ということを高々と上げる気はないですが、いまだ人で選んでいる段階、うちの秋田も、政党支持率、うちの党だけが低いわけじゃないですけれども、政党支持率ではなくてまだまだ人で選んでいる状態であると。そういうところから早目に脱却するようにしなきゃいけないだろうし、そういうものを誘引する選挙制度及び哲学というものを共通認識として持つて

いかなきやいけないうらなうなと思つています。いろいろ質問したいことはあつたんですが、ちよつと統一地方選挙のことについて、残り時間、質問させていただきますけれども、基本的にはもう結論から言いますけれども、基本的にはもう要らないだろうというふうな思つています。そもそも統一選挙をやるメリットというのは、一斉にやつてしまえば、投票率も上がるだろうし経費もかからないというところだつたんですが、一九五一年時代は八〇%を超える統一率だつたんでしようけれども、今度の統一はもう三〇%前半になるという事になってみると、統一率はまずいずれにせよ半分以下になつていて、一斉にやることのメリットはそれをもつてなくなつていて、一斉にやつたから上がるという時代ではなくて、やはりその争点がちゃんと明確になつていて、明確になるような選挙制度が仕組まれば投票率は上がつていくと思ふんですよ。

いずれ申しましたも、もう五十年ぐらい前の話とは全然変わつてきている時代になつていて、まだ統一地方選挙というものを続けるため、何かしら施策を打たれる考えはあるんでしようか。

○麻生国務大臣 統一地方選挙は昭和二十二年から行われてきておりまして、今回の市でいくと、六百七十八が九十九市ふえて七百七十七市になります。町は二千五百三が一千四十五に下がりますので、一千四百五十八町村減るという状況になつた中で、地域によつて事情が違いますけれども、前回の統一地方選挙に比べますと、平成十九年の見込みでいきますと、先ほど言われました数字よりさらに下がつて、三一・四二ぐらひまで、統一地方選挙の比率は下がるといふことになると思つております。

したがいまして、それを無理して四月と十月にずらすとか、いろいろな御意見が今出されているところなので、一緒にやる必要はないかという御意見もあるかと思ひますし、傍ら、経

費は安くなるし、統一地方選挙だといつて何となく市民の意識も上がるしというふうなことも考えられると思つております。

これが決まるまでいろいろな議論がなされてきたところでもありますので、これこそ、いろいろ御意見をいただいた上で、改めてこれを審議しながら、これは各党いろいろ御意見が分かれていて、ここでもありますので、統一地方選挙をやつた方がよっぽどいいという方もいらっしゃることもまた事実だと思ひますので、よく、これはそれこそ各党で詰めていただかぬといかぬところでしようね。

○寺田(学)委員 各党で詰めることは当然のことながら、一党員でもいらつしやると思ひますので、率直な今のお考えとして、統一地方選挙というものは存続させるべきか否かということについて、現時点でのお考え、方向性でも結構なので、お答えいただければと思ひます。

○麻生国務大臣 これは総務大臣として答える以外に、この立場に立つて私が一般的なことを言つたつておよそ意味がない話なんだと思ひますけれども、統一地方選挙の方が手間暇からいふことにかんがみまして個人的なことを言わせていただくと、個別に全部やると、全選挙区応援にまいと言われるのは、正直言つてたまたまぬですな。そういうのに呼ばれない人はいいよ、呼ばれる方は大変、個人の感情といへば、率直なところはそれです。

○寺田(学)委員 呼ばれるように頑張りたいと思ひます。

いずれ申しましたも、時間が終わつていきますので、地方分権に関してはかなり先進的なお考えを保持されている大臣ですので、それに付随する法案に関しても、その地方分権の先進性にのつとつた考え方をお持ちになられたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。今回の公選法改正は、長野県山口村が岐阜県中津川市に県を越えて合併するという事に伴つたものであり、それ自体は当然のことで、賛成であります。

今は、選挙区の区割りで行政区画が分断されるということを含めていろいろ議論がありました。が、もともと、小選挙区制にしたからこういうことが起こるわけでありまして、そもそも、この選挙区制という選挙制度、ここに根本問題があるという事を指摘しておきたいと思ひます。

きょうは、選挙制度ではなくて、私は政治資金規制問題についてお聞きをしたいと思います。五月三十一日、日歯連前会長に、贈賄、業務上横領、政治資金規正法違反、この点について東京地裁で有罪判決が下りました。それで、政治資金規正法違反について判決では、政治団体などにより行われる政治活動が国民の監視と批判のもとに公開かつ公正に行われるように、政治資金の流れを公開させることにより、その政治活動の透明性を確保しようという政治資金規正法の趣旨に違反する悪質な犯行である、こういうふうな述べているわけです。さらに、与党所属の国会議員多数が加入する政治団体への寄附に関して行われたこと、その政治資金の流れについて国民に多大の疑惑を抱かせ、政治活動の透明性確保のための諸制度に対する国民の信頼を著しく損なつた、社会的影響の大きさも看過できない、こういうふうな厳しく批判をしているわけでありまして。

そこで、政治資金規正法を所管する大臣としてこの判決をどのように受けとめておられるか、お聞きをしたいと思ひます。

○麻生国務大臣 ここにあります今読まれた部分というのは、朝日新聞の日歯連事件のことに關していろいろ書いてあつた部分等々、いろいろ世の中の批判を含めて言つておられるんだと思ひますが、やはり基本的には、政治というのは、信なくば立たずという言葉がよく昔から使われておりますとおりなので、やはり、国民に信頼をされる政治というのはこれは極めて大事なところであります。先ほど、党に信頼とかいろいろ御意見もありましたけれども、個人個人のやはり基本的な政治姿勢というものは、極めて選挙民から見たら問われるところだろうと存じますので、やはり一人一人の襟を正すとか、昔からの表現を使わせていただければ、そういうところが最も大事なんだと思つております。

今は、そのためにいろいろな形で改正案等々が民主党やら自民党やら公明党からいろいろ出されておりますのもよく承知しているところでありまして、この話は、今ある規制があつても違反するやつは違反するわけですから、だから、そういう意味では、これは基本的にはやはり、そのルールを幾ら厳しくしても、またさらにそれに違反する人が出てくるということになりますので、最終的に個人の基本的な姿勢というものには非常に問われねばならぬ大事なところなんだと、私自身はそう思つておりますので、この資金に関する件につきましては、いろいろ各党御意見のあるところだと思ひますので、十分審議をしていただかねばならぬと思ひますけれども、基本はそれだと思つております。

○佐々木(憲)委員 この判決では極めて重要な指摘がありまして、こう言つておられるんですね。政治資金規正法違反は、寄附を受けた政治団体、つまり平成研究会です、に領収書の発行を拒まれたことがその契機となつていた、こう述べているわけですから、つまり、政治資金報告書不記載という犯罪の引き金になつたのが、発行すべき一億円の領収書を発行せず裏金にしようとした、この与党の国会議員の最大派閥、平成研究会の行爲だつた、これが引き金になつたんだと。ある新聞は、社説で「派閥ぐるみの構造的犯行である」といふふう書いています。

こういふ、発行すべき領収書まで発行しないというふうな形で裏金をつくるという行爲、こういう行爲について、大臣、どうお感じになりますか。

○麻生国務大臣 これは、総務省としては、よくお答え申し上げるように、具体的事実関係というものを正確に把握する資料を持っているわけでもなければありませんので、その個別の案件に対するお答えというは差し控えざるを得ないんですが、一般論として申し上げれば、いわゆる政治活動費の支出を行った政治団体というものは、領収書というものを、徴収しがたい特別な事情でもない限りは、一件五万円以上の支出については領収書を出さないかぬということになっておると思っておりますので、そういったものに関しましては、寄附を受けた政治団体のすべての収入、支出については所要の事項を記載しなければならぬ、政治資金規正法第十二条第一項ということになっておりますので、この法律にのっとって基本的にはその収支の処理をきちんと行うというのが大事なところということになるんだと存じます。

○佐々木(憲)委員 公判の中では、このほかにも迂回献金の証言も出ておまして、村岡公判の中で、旧橋本派への一億円以外にも、橋本元首相へ一千万円の提供をしたことが日歯連側の証言から明らかになっております。

六月二日、今月ですが、六月二日に行われた村岡公判で橋本元首相の秘書が証言をしております。国政協と領収書で調整した記憶はある、領収書が国政協から行くと自分が電話したと証言をしております。それで、日歯連側も、後で国政協から領収書が行くと橋本事務所から連絡が来たと言言をしている。金を出した側と受け取った側の証言が一致しているわけですね。極めてこれは重い証言だと思わうですね。やはり迂回献金があったということを確認していると思わうです。

それで、日歯連側は、迂回献金について、議員に献金した後で国政協から領収書が来たことがある、名前を指定した人は三、四人くらいで、五百万か一千万くらいを希望として伝えたとも証言している。

こういう迂回献金というのは、まさにこれは法違反そのものだと思うんですが、これはいかがでしょうか。

○麻生国務大臣 前段でお答え申し上げましたとおり、今のような個別な具体的事実関係というものは、今、新聞の情報とか言われた話をもとにされたお話になりますので、私どもとしては……(佐々木(憲)委員「証言ですよ、裁判における」と呼ぶ)その証言というものを、私もその調査権があるわけでもありませんので、そういった個別の案件に対してお答えを差し控えさせていただくということしかお答えのしようがありません。

○佐々木(憲)委員 では、具体的な問題ではなくて一般論として聞きますが、昨年と同じ質問をしたんですが、企業や団体というのは、政治家個人に献金はできず、政党に限られているわけですね。それで量的規制がある。それを免れる目的で政治団体等を経由して政治家に献金し、受け取った人とは違うところから領収書が出る、こういう事例があったとすれば、どの法律の何に違反しているんでしょうか。

○麻生国務大臣 一般論としてということだったので一般論として申し上げますと、政治資金規正法では、政治家個人の政治活動に関して金銭等による寄附をしてはならないこととされておりますので、当該寄附が政治家個人に対してなされたものであれば、これは同法違反のことになります。これは、政治資金規正法第二十一条の二項の一、二十二条の一と二ということになるかと存じます。

○佐々木(憲)委員 これは裁判の中での証言であります。ですから、私は、この実態というものを、やはり与党としては、責任を持って本当にあったのかないのかというのを調査すべきだと思わうんですが、小泉総理に要請し、小泉総理は調査をする約束をした、しかし、調査したが何もなかった、何の調査をしたのかさっぱりわからない、こういう状況では真相の究明につながらないわけであります。

したがって、私は予算委員会の委員もしておりますが、当然、こういう問題を究明するために、橋本元首相を初めとする証人喚問、それから関連の書類の提出、こういうものも引き続き国会としてこれは求めていかなければならないし、その実現を予算委員会では必ず図りたいというつもりであります。

○遠藤委員長 これにて本案に対する質疑は結局いたしました。

○遠藤委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○遠藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○遠藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9 別表第一中長野県木曾郡及び岐阜県中津川市の区域並びに別表第二中長野県及び岐阜県の区域(地方自治法第七条第三項の規定により長野県木曾郡山田村を廃止し、及びその区域を岐阜県中津川市の区域に編入する都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更をする総務大臣の処分に係るものに限る。)については、第十三条第三項本文及び第五項の規定は、適用しない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

理由

長野県木曾郡山田村の区域が岐阜県中津川市に編入されたことに伴い、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区及び衆議院(比例代表選出)議員の選挙区の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第二号 平成十七年六月八日

平成十七年六月十六日印刷

平成十七年六月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局